指定介護老人福祉施設 菊水苑

入所利用重要事項説明書

特別養護老人ホーム菊水苑重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 成和会
事業者の所在地	大阪府南河内郡河南町大字加納17番地
法人種別	社会福祉法人
代表者	早野 賢司
電話番号	0721-93-4678

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム菊水苑
施設の所在地	大阪府南河内郡河南町大字加納17番地
施設長名	三木 圭子
電話番号	0721-93-4678
FAX番号	0721-93-5080

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大阪府知事の事業者指定		利用定数	大阪府基準
ず木・ハ毛規	指定年月日	指定番号	171711人数	該当サービス
短期入所生活介護	平成 11.12.24	第 2773500158	13名	該 当
通所介護	平成 11.12.24	第 2773500166	25 名	該 当
居宅介護生活支援	平成 11.08.17	第 2773500042		

4. 事業の目的と運営の方針

	指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(入所
事業の目的	者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を
	営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に
	日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただ
	き、介護福祉施設サービスを提供します。
	この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の
	介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な
	方がご入所いただけます。

	私たち菊水苑は、職員の誇りと熱き思いで、豊かな自然環境
	のもとにさらなる施設設備の充実をはかり地域福祉に貢献します。
施設運営の方針	そのために明確な目標・方針・計画のもとに、一人ひとりの組織人
	としての役割責任を認識し、職員相互の信頼により社会的使命を果
	たします。

5. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地		2,358 m²
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
建物	延べ床面積	3,053 m²
	入所定員	93名(施設入所80名、短期入所13名)

(2)居室

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	2室	
2人部屋	1室	
4人部屋	19室	
合 計	22室	

(3) その他主な設備

食 堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設備機器] 肩関節輪転運動器、平行棒、 ホットパック、マッサージ台、歩行訓練用階段
浴 室	2室	一般浴室、機械浴室、特殊浴室
医 務 室	1室	

6. 職員体制(主たる職員)

介護保険法による職員の配置基準による職員体制をとり施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員を配置しております。

職員の区分及び定数

施設長(管理者) 1 施設の業務を統括する。 事務員 2 必要数 施設の庶務及び会計事務に従事する。 生活相談員 1 1名以上 生活相談及び援助の立案・実施に関する。 介護職員 28名以上 31名以上(内看護職員は3名以上) 入所者(利用者)の日常生活の介護相談及び援助の業務に従事する。 看護職員 3名以上 入所者(利用者)の看護、保健衛生産業務に従事する。 機能訓練指導員 1 1名以上 入所者(利用者)の機能回復、機能活力の機能回復、機能活力を表現である。 機能訓練指導員 1 1名以上 大所者(利用者)の機能回復、機能活力を表現で表現である。			T	
事務員 2 必要数 施設の庶務及び会計事務に従事する。 生活相談員 1 1名以上 生活相談及び援助の立案・実施に関る業務に従事する。 介護職員 31名以上 (内看護職員は 3名以上) 入所者(利用者)の日常生活の介護相談及び援助の業務に従事する。 大所者(利用者)の看護、保健衛生業務に従事する。 入所者(利用者)の機能回復、機能対策に必要な訓練及び指導に従事する。 人所者(利用者)の機能回復、機能対策を援事用員 1 1名以上 介護支援専門員 1 1名以上	職種	員数	指定基準	職務内容
生活相談員 1 1名以上 生活相談及び援助の立案・実施に関うる業務に従事する。 介護職員 28名以上 31名以上(内看護職員は 3名以上) 入所者(利用者)の日常生活の介護相談及び援助の業務に従事する。 看護職員 3名以上 入所者(利用者)の看護、保健衛生産業務に従事する。 機能訓練指導員 1 1名以上 介護支援専門員 1 1名以上 大所者(利用者)の機能回復、機能持に必要な訓練及び指導に従事する。 入所者(利用者)の介護支援に関す 入所者(利用者)の介護支援に関す	施設長 (管理者)	1	1	施設の業務を統括する。
生活相談員 1 1名以上 る業務に従事する。 介護職員 28名以上 31名以上(内看護職員は 3名以上) 石所者(利用者)の日常生活の介護相談及び援助の業務に従事する。 看護職員 3名以上 入所者(利用者)の看護、保健衛生業務に従事する。 機能訓練指導員 1 1名以上 介護支援専門員 1 1名以上 入所者(利用者)の機能回復、機能持に必要な訓練及び指導に従事する。 入所者(利用者)の介護支援に関す	事務員	2	必要数	施設の庶務及び会計事務に従事する。
介護職員 28名 以上 31名以上 (内看護職員は 3名以上) 入所者(利用者)の日常生活の介護相談及び援助の業務に従事する。 看護職員 3名以上 入所者(利用者)の看護、保健衛生業務に従事する。 機能訓練指導員 1 1名以上 介護支援専門員 1 1名以上 入所者(利用者)の機能回復、機能持に必要な訓練及び指導に従事する。 入所者(利用者)の介護支援に関す 入所者(利用者)の介護支援に関す 入所者(利用者)の介護支援に関す	上 上 注 由 数 目	1	1夕円上	生活相談及び援助の立案・実施に関す
介護職員 以上 31名以上 (内看護職員は 3名以上) 相談及び援助の業務に従事する。 入所者(利用者)の看護、保健衛生産業務に従事する。 機能訓練指導員 1 1名以上 介護支援専門員 1 1名以上 A以上 入所者(利用者)の機能回復、機能持定必要な訓練及び指導に従事する。 入所者(利用者)の介護支援に関す 入所者(利用者)の介護支援に関す	工佰作	1	1 和以工	る業務に従事する。
以上 (内看護職員は 3名以上) 相談及び援助の業務に従事する。 入所者(利用者)の看護、保健衛生業務に従事する。 入所者(利用者)の機能回復、機能持に必要な訓練及び指導に従事する。 人所者(利用者)の機能回復、機能持に必要な訓練及び指導に従事する。 入所者(利用者)の介護支援に関す	企 推聯 吕	28名	21201	入所者(利用者)の日常生活の介護、
看護職員 3名以上 3名以上) 入所者(利用者)の看護、保健衛生業務に従事する。 機能訓練指導員 1 1名以上 入所者(利用者)の機能回復、機能減持に必要な訓練及び指導に従事する。 介護支援専門員 1 1名以上 入所者(利用者)の介護支援に関す	刀 喪 戦 貝	以上		相談及び援助の業務に従事する。
機能訓練指導員 1 1名以上 業務に従事する。 入所者(利用者)の機能回復、機能対抗性 持に必要な訓練及び指導に従事する。 入所者(利用者)の介護支援に関す	毛 諾啦吕	o & DLL		入所者(利用者)の看護、保健衛生の
機能訓練指導員 1 1名以上 持に必要な訓練及び指導に従事する。	1 世 戦 貝	3名以上	3名以工/	業務に従事する。
持に必要な訓練及び指導に従事する。 入所者(利用者)の介護支援に関す	操作訓练护道具	1	1 夕 P.I L.	入所者(利用者)の機能回復、機能維
介護支援専門員 1 1名以上	機能訓練拍等貝	1	1名以上 	持に必要な訓練及び指導に従事する。
プ護文援等門員 1 1名以上 業務に従事する。	<u> </u>	1	1 夕 P I L	入所者(利用者)の介護支援に関する
	刀 碳 又 拨 导 门 貝	1	1 名以上	業務に従事する。
医師(非常勤) 3	医链 (北党點)	2	以 叫 ※	入所者(利用者)の診察及び保健衛生
医師 (非吊動) 3 必要数 の管理指導の業務に従事する。		ა	必安数 	の管理指導の業務に従事する。
管理栄養士	 	1	栄養士	給食管理、入所者(利用者)の栄養指
1 1名以上 導に従事する。		1	1名以上	導に従事する。
選用品 業者系 (管理)栄養士の指示を受けて給食	調理具	坐 本系37.		(管理) 栄養士の指示を受けて給食業
調理員業者委託務に従事する。		来有安託		務に従事する。

7. 職員の勤務体制

当施設は介護福祉施設サービス費(I)及び(II)併設型短期入所生活介護費(I)及び(II)による職員体制をとっており看護・介護職員は3:1の基準で配置しております。又、夜勤も同じ基準により、介護職員4名(短期入所生活介護での対応も含む)を配置しております。

職員の勤務体制

職種	勤務体制		
施設長 (管理者)	(工程の特殊所用世) 0 00 10 00		
生活相談員	(正規の勤務時間帯) 9:00~18:00		
	・早出 7:00~16:00		
介護職員	・日勤 9:00~18:00	10名以上	
刀 碳 概 貝	・遅出 10:30~19:30		
	· 夜勤 16:30~9:30	4名以上	
看護職員	(正規の勤務時間帯)9:00~18:00(早出業務 8:00~17:00)		
機能訓練指導員	理学療法士・看護職員により随時		
介護支援専門員	(正規の勤務時間帯)9:00~18:00		
管理栄養士	(正規の勤務時間帯) 9:00~18:00		

8. 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています。)

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容
	(食事時間)
	朝食 07時30分~08時30分まで
	昼食 12時00分~14時00分まで
	夕食 18時00分~19時30分まで
	以上の時間内のうち、お好きな時間でご利用下さい。
食事	
	(食事場所)
	できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。ただし、希望または体調に
	より、お部屋で食べて頂くことも可能です。献立表は、食堂に掲示し
	てあります。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談
	下さい。
 排泄	入所者の状況にあわせ、自立排泄を基本に時間排泄を行い、清潔を保
DEIE	ちます。
 入浴・清拭	入浴日 週2回
7 (10 10 17)	健康状態により入浴できない方には、タオルで体をお拭きします。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
寝具の消毒	寝具の消毒は、寝具の取替え時に行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機能訓練	機能訓練指導員、看護職員により、入所者の状況にあわせて行います。
健康管理	併設の診療所の医師により、健康管理に努めます。外部の医療機関に

	通院する場合はできる限り介添えにご協力します。
娯楽室	当施設では、次のような娯楽施設を整えております。
娯采主 	テレビ、カラオケセット、新聞等
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。

◆特別養護老人ホーム 菊水苑利用料金一覧表

令和7年 4月 1 日 改定

大介護 負担的令 完全機成 (大きの)											令和7年	4月1日以
要介護1 割		要介護度	負担割合	居室環境	介護費						日当り費用	
要介護1 2割 多床室 ¥1,178			4 401	多床室	¥589	VO.C	7/1.0	¥4	¥5	VEO	¥717	¥21,526
要介護1 2割 個宝 Y1,178 Y36 Y13 Y4 Y5 Y50 Y1,435 Y43,052 Y43,052 Y43,052 Y43,052 Y43,052 Y43,052 Y43,052 Y43,052 Y43,052 Y44,578 Y44,578 Y44,578 Y44,578 Y44,578 Y44,578 Y44,578 Y44,578 Y44,578 Y45,059 Y42,152 Y64,578 Y47,366 Y41,318 Y4 Y5 Y50 Y789 Y23,683 Y41,318 Y4 Y5 Y50 Y4,578 Y47,366 Y41,318 Y4 Y5 Y50 Y4,578 Y47,366 Y41,318 Y4 Y5 Y50 Y2,368 Y71,048 Y47,368 Y47,048 Y47,368 Y41,048 Y47,048 Y47,				個室	¥589	¥30	¥13			¥5U	¥717	¥21,526
個宝 〒1,178 〒1,435 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒43,052 〒46,578 〒43,052 〒46,578 〒43,052 〒46,578 〒46,578 〒43,052 〒46,578 〒46,578 〒46,578 〒47,366 〒43 〒44 〒5 〒50 〒46,578 〒47,366 〒43 〒44 〒5 〒50 〒46,578 〒47,366 〒47		亜瓜洲1	0 宝川	多床室	¥1,178	VOC		VE	VEO	¥1,435	¥43,052	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		安川 護1	2취	個室	¥1,178	¥36	¥13	¥4	¥5	1 50	¥1,435	¥43,052
## 1			の宝川	多床室	¥1,767	VOC	V1.0	¥4	VE	VEO	¥2,152	¥64,578
1割 個室			3剖	個室	¥1,767	£90	¥13		¥0	₹0U	¥2,152	¥64,578
要介護2 接換			1 宝川	多床室	¥659	VOC	V1.9	37.4	VE	VEO	¥789	¥23,683
要介護2 2割			一日	個室	¥659	¥36	¥13	¥4	¥5	1 50	¥789	¥23,683
個室 ¥1,318		亜介業の	の宝川	多床室	¥1,318	Vac	V1.9	37.4	VE	VEO	¥1,578	¥47,366
1割 一		安川 護石	2취	個室	¥1,318	¥30	¥13	¥4	¥5	1 50	¥1,578	¥47,366
↑↑ 護サー			っ宝川	多床室	¥1,977	Vac	V1.9	37.4	VE	VEO	¥2,368	¥71,048
護サー目 で	介		3割	個室	¥1,977	¥36	¥13	¥4	ŧο	1 50	¥2,368	¥71,048
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	護	要介護3	1割	多床室	¥732	¥36	¥13	¥4	¥5	¥50	¥864	¥25,932
要介護3 多床室 ¥1,464 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,728 ¥51,864 3割 多床室 ¥2,196 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,593 ¥77,796 2割 多床室 ¥802 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥936 ¥28,089 2割 多床室 ¥1,604 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥936 ¥28,089 2割 多床室 ¥1,604 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,872 ¥56,177 3割 多床室 ¥2,406 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,872 ¥56,177 4 ¥5 ¥50 ¥1,872 ¥56,177 ¥1,872 ¥56,177 ¥1,872 ¥56,177 4 ¥1,872 ¥2,406 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,808 ¥84,266 ¥2,808 ¥84,266 ¥2,808 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,007 ¥30,215 (2割) 多床室 ¥1,742 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 (2割) 多床室 ¥2,613 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥5				個室	¥732						¥864	¥25,932
個室 ¥1,464	F.			多床室	¥1,464	¥36	¥13 ¥4	37.4	¥5	¥50	¥1,728	¥51,864
金 3割 多床室 ¥2,196 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,593 ¥77,796 ¥2,808 ¥28,089 ¥28,089 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,872 ¥56,177 ¥1,872 ¥56,177 ¥1,872 ¥56,177 ¥1,872 ¥56,177 ¥2,808 ¥84,266 ¥2,406 ¥2,808 ¥84,266 ¥2,808 ¥84,266 ¥2,808 ¥84,266 ¥2,808 ¥84,266 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,007 ¥30,215				個室	¥1,464			1 4			¥1,728	¥51,864
1割				多床室	¥2,196	¥36	¥13	¥4	¥5	¥50	¥2,593	¥77,796
要介護4 1割 個室 ¥802 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥936 ¥28,089 2割 多床室 ¥1,604 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,872 ¥56,177 3割 多床室 ¥2,406 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,808 ¥84,266 1割 多床室 ¥871 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,007 ¥30,215 要介護5 多床室 ¥1,742 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 3割 多床室 ¥1,742 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 3割 多床室 ¥2,613 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥3,021 ¥90,643				個室	¥2,196						¥2,593	¥77,796
要介護4 個室 ¥802 ¥1,604 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,872 ¥56,177 3割 多床室 ¥2,406 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,808 ¥84,266 個室 ¥2,406 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,808 ¥84,266 要介護5 1割 多床室 ¥871 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,007 ¥30,215 運介護5 2割 多床室 ¥1,742 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 3割 多床室 ¥1,742 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 3割 多床室 ¥2,613 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 3割 多床室 ¥2,613 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥3,021 ¥90,643			1 宇川	多床室	¥802	VO C	V1 9	¥13 ¥4	¥5	¥50	¥936	¥28,089
要介護4 2割 個室 ¥1,604 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,872 ¥56,177 3割 多床室 ¥2,406 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,808 ¥84,266 4 ¥5 ¥50 ¥2,808 ¥84,266 ¥84,266 2 \$8\kr\sigma\text{ ¥871} ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,007 ¥30,215 2 \$8\kr\sigma\text{ ¥1,742} ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 4 \$8\kr\sigma\text{ ¥1,742} \$13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 4 \$13 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 8 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 8 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 \$20 8 \$20<			I리	個室	¥802	190	1 13				¥936	¥28,089
個室 ¥1,604		西介猫 4	2年1	多床室	¥1,604	VO C	V1 9	VΛ	W.E.	¥50	¥1,872	¥56,177
3割		女月 段4	2 01	個室	¥1,604	130	#13	74	10		¥1,872	¥56,177
個室 ¥2,406			2宝川	多床室	¥2,406	¥26	¥12	VΛ	¥E	¥50	¥2,808	¥84,266
要介護5 1割 個室 ¥871 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥1,007 ¥30,215 2割 多床室 ¥1,742 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥2,014 ¥60,429 3割 多床室 ¥2,613 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥3,021 ¥90,643			3 61	個室	¥2,406	130	#15	74	10	100	¥2,808	¥84,266
要介護5			1 宝川	多床室	¥871	¥26	¥12	VΛ	V5	¥50	¥1,007	¥30,215
要介護5 2割 個室 ¥1,742 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥2,014 ¥60,429 3割 多床室 ¥2,613 ¥36 ¥13 ¥4 ¥5 ¥50 ¥3,021 ¥90,643			·리	個室	¥871	100	1 13	14	₹5	¥5U	¥1,007	¥30,215
個室 \\ \text{\frac{\psi_1,742}{\psi_2,014}} \		亜介雑5	2割	多床室	¥1,742	¥36	¥13	¥Λ	¥5	¥50	¥2,014	¥60,429
3割		女月暖り		個室	¥1,742	190	419	¥4	₹Ð	TOU	¥2,014	¥60,429
個室 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\			2宝川	多床室	¥2,613	¥36	¥13	¥A	VE	¥50	¥3,021	¥90,643
			3割	個室	¥2,613	100	410	14	10	100	¥3,021	¥90,643

[※]介護職員等処遇改善加算(I)(14%)が介護費(月当たり費用)に加算されます。

^{*} 高齢者施設等感染対策向上加算(1)10単位/月も算定予定です。

, [H]	即日 他队 守心未入 水 門 上 加 弄,	1710年世/月旬异化了足(9。					
		居室環境	食費((30日)	居住費	(30日)	合計
第 1	◆生活保護の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が 市町村民税非課税の方	多床室	¥300	¥9,000	¥0	¥0	¥9,000
段階	(単身世帯預貯金1000万円以下 夫婦で2000万円以下の方)	従来型個室	¥300	¥9,000	¥380	¥11,400	¥20,400
第 2	◆世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	多床室	¥390	¥11,700	¥430	¥12,900	¥24,600
段 階	八銀の日前が60万円以下 (単身世帯預貯金650万円以下 夫婦で1650万円以下の方)	従来型個室	¥390	¥11,700	¥480	¥14,400	¥26,100
第 3 段	◆世帯全員が市町村民税非課税で 年金収入等80万円超120万円以下 (単身世帯預貯金550万円以下	多床室	¥650	¥19,500	¥430	¥12,900	¥32,400
階 ①	夫婦で1550万円以下の方)	従来型個室	¥650	¥19,500	¥880	¥26,400	¥45,900
第 3 段	◆世帯全員が市町村民税非課税で年金収入等120万円超	多床室	¥1,360	¥40,800	¥430	¥12,900	¥53,700
階 ②	(単身世帯預貯金500万円以下 夫婦で1500万円以下の方)	従来型個室	¥1,360	¥40,800	¥880	¥26,400	¥67,200
第 4	◆上記以外の方(世帯課税)	多床室	¥1,600	¥48,000	¥915	¥27,450	¥75,450
段 階		従来型個室	¥1,600	¥48,000	¥1,231	¥36,930	¥84,930

[※]日常生活費・医療費(薬代・受診にかかる費用)は従来どおり必要となる。

^{*}協力医療機関連携加算(2025年度以降は50単位)が加算されます。

①月当り費用×処遇改善加算+②居住費及び食費=一月あたりの利用料金の目安

[※]例 令和7年4月 介護3(1割負担) 第4段階(多床室) $\frac{$25,932 \times 1.14 + $75,450 = $105,012$}{$1.14 + $75,450 = $105,012$}$

◆高額介護サービス費

	課税所得690万(年収約1.160万円)以上	140.100円(世帯)	
新設	課税所得380万(年収約770万円)~ 課税所得690万円 (年収約1.160万円)未満	93.000円(世帯)	
市町村民科	总課税~課税所得380万円(年収約770万円)未満	44.400円(世帯)	
世帯の全員	が市町村民税非課税	24.600円(世帯)	
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の	24.600円(世帯)	
	合計が80万円以下の方等	15.000円(個人)	
生活保護を	15.000円(個人)		

○加算について

○日常生活継続支援加算

当施設では、以下の①②の要件を満たした場合に当加算をご負担いただきます。

- ①介護職員のうち、介護福祉士の数が、入所者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること。
- ②以下の3点のいずれかを満たしていること。
 - ・算定日の属する月の前6ヶ月間又は前12ヶ月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上である事。
 - ・たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が入所者の15%以上であること。
- ・入所者のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入所者の 65%以上である事。 36 単位/日

○夜勤職員配置加算

当施設では、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置しておりますので当加算をご負担いただきます。

13 単位/日

○精神科医療養指導加算

当施設では、認知症の症状を呈する方にも入所いただき、精神科医の療養指導を受けております。介護保険法上の規定により入所者全員に基本介護費に加え、当加算をご負担いただきます。

5 単位/日

○若年性認知症入所者受入体制加算

若年性認知症利用者受入れを行った場合、当加算をご負担いただきます。

120単位/日

○療養食加算

当施設では、医師が発行する食事箋にもとづき、利用者の年齢・病状に対した栄養量及び 内容を有する療養食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高 脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食)を提供いたします。

23単位/日

○看護体制加算 (I) ロ

当施設では、利用者の健康を管理する為に常勤の看護師を1名以上配置しておりますので 当加算をご負担いただきます。4単位/日

○褥瘡マネジメント加算

入所者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に当加算をご負担いただきます。

3単位/月 *褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)

13単位/月 *褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) (*褥瘡の発生がない場合)

○排せつ支援加算

排泄に介護を要する入所者に対し排泄にかかる要介護状態を改善するために、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に当加算を頂きます。

100単位/月

○経口維持加算 (I)

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の者が共同して入所者の栄養管理をする為の食事の観察及び会議等を行い入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進める為の経口維持計画書を作成している場合で又、当該計画に従い医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に計画書が作成された日の属する月から1月に所定単位数をご負担いただきます。

400単位/月

○経口維持加算(Ⅱ)

協力歯科医療機関を定めており、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援する為の 食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合には1月に所定単 位数をご負担いただきます。

100単位/月

○入院・外泊時加算

病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合、1月に6日間を限度に当加算をご負担い ただきます。

2 4 6 単位/日

※ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護又は、介護予防短期入所生活介護に利用する場合は当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者又は、介護予防短期入所生活介護利用者より、短期入所の滞在費を徴収する。

○看取り加算

入所者について看取り介護を行った場合にあっては、当加算をご負担いただきます。

・死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 72 単位/日

・死亡日の4日以上30日以下については 144単位/日

・死亡日の前日及び前々日については 680 単位/日

・死亡日については 1280単位/日

○介護職員処遇改善加算 (I)

当施設では、介護職員の処遇改善のための取り組みを行った場合に、当加算をご負担いただきます。

介護費用(各種加算減算を加えたもの)の14%

○協力医療機関連携加算(2024年度は100単位/月、2025年度以降は50単位/月) 当施設と協力医療機関との間の連携体制の構築のための取り組みを行った場合に、当加 算をご負担いただきます。

(2) 介護保険給付以外のサービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
理容	毎月1回、理容師の出張による理容サービス	1回あたり
性 谷	(調髪、顔剃、洗髪) をご利用いただけます。	1,650 円
おやつ代	当施設では、希望者におやつの提供を行って	1日あたり
\$ 10°	おります。	100 円
	当施設では、レクリエーション行事を用意し	無料です。
	ております。参加されるか否かは任意です。	*外部外出等特別な
行事		行事は実費をご負担
		していただく場合が
		あります。
	当施設では、次のクラブ活動を用意しており	材料費等を負担
クラブ活動	ます。参加されるか否かは任意です。音楽、	いただく場合が
	カラオケ等	あります。
日常生活品	ご入所者個人の希望される日用品の購入の	購入代金をご負
購入代行	代行をさせていただきます。	担いただきます。
金銭管理	銀行通帳、印鑑等の保管サービスのほか公共料	l金等の支払等代行
	サービスを行います。	
サービス	ご利用されるか否かは任意です。費用は無料で	です。
特別な食事	入所者が特別に希望した食事	実費

* この項に定める利用料について、経済状況に著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、変更の行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更いたします。

* 医療について

当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

9. 苦情処理申立先窓口

苦情処理の概要

提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録し、必要な改善を行います。

(1) 苦情の受付

等事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 山岨 義明
- 受付時間 毎週月曜日~金曜日 10:00~17:00
- 電話番号 0721-93-4678

(2) 行政機関その他苦情受付機関

河南町	所在地	南河内郡河南町大字白木1359番地の6
	電話番号	0721-93-2500 (代表)
介護保険課	受付時間	午前9時~午後5時30分(土・日・祝日を除く)
大阪府	所在地	大阪市中央区常盤町1-3-8(中央大通り FNビル内)
国民健康保険	電話番号	06-6949-5418
団体連合会	受付時間	午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)
1-17C 17 7-1 7-1 7-1	所在地	大阪市中央区大手前2丁目
大阪府福祉部	電話番号	06-6944-7203 (直通)
高齢介護室 施設課	FAX 番号	06-6944-6670
旭议硃	受付時間	午前9時~午後6時(土・日・祝日を除く)

10. 協力医療機関

入所者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先にいたします。

5、7年7月7日代三十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	, 0	
	医療機関の名称	恩賜財団大阪府済生会 富田林病院
	院長名	院長 宮崎 俊一
	所在地	富田林市向陽台1-3-36
	電話番号	0721-29-1121
		内科、泌尿科、小児科、外科、整形科、
協力医療機関	診療科	脳外科、眼科、耳鼻科、婦人科、放射線科
		皮膚科、麻酔科、リハビリテーション科
	入院設備	有り
	緊急指定の有無	無し
	契約の概要	当事業所と病院は、施設の医療運営に係る
	大小の似安	不測の事態に対する医療機関を委託する。

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人いなほ会 くまざき歯科山中田診療所
院長名	院長 熊崎 真義
所在地	富田林市山中田町1-15-20
電話番号	0721-24-8211

12. 当施設のご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守して下さい。尚、時間外の面会につ
	いては、事前にご連絡下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず、外出泊届を事前に提出し許可を得て
	下さい。
居室・設備・	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
器具の利用	これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していた
	だくことがございます。
喫煙·飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は原則でき
	ません。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむ
	やみに他の入所者の居室等に立ちいらないようにして下さい。
所持品の管理	「私有品控」に基づき管理します。
現金等の管理	申し出により事務所で、銀行預金口座扱いで管理します。
宗教活動・政治	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下
活動	さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

13. 事故発生時の対応

入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

また、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

14. 身体拘束原則禁止

第42条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の 行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きを行う。
 - (1)身体拘束適正化委員会を設置する。
 - (2) 身体拘束適正化の為の職員研修を実施する。
 - ①身体拘束適正化の為の研修(年2回)実施
 - ②新任者に対する身体拘束適正化・改善の為の研修の実施
 - (3) 身体的拘束の報告方法等の方策。
 - ①身体的拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、 身体的拘束について施設長へ報告すること。
 - ②身体拘束適正化委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。
 - ③報告された事例を及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - ④適正化策を講じた後に、その結果について評価すること。

- (4) 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針
 - ①カンファレンスの実施
 - ②利用者本人や家族に対しての説明
 - ③記録と再検討
 - ④身体拘束の解除

15. 虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 虐待防止に関する担当者を選定
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (4) 虐待防止のための指針の整備
- (5) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置
 - 成年後見制度の利用支援
 - ・ 介護相談員の受入 等

16. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「菊水苑消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	非常時に協力依頼を行います。
平常時の訓練	別途定める「菊水苑消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を
	想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導等、防火扉、
	屋内消火栓、非常通報装置、ガス漏れ報知器、非常用電源等
消防計画等	河南消防署への届出日(平成 20 年 1 月 24 日)
	防火管理者 山岨 義明

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に当たり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

	所在地	大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地
事	法人名	社会福祉法人 成 和 会
業	代表者	理事長 早野 賢司 印
者	事業所名	特別養護老人ホーム菊水苑
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

契約者	住所	
(利用者)	氏名	印

介護老人福祉施設入所利用同意書

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム菊水苑を入所利用するにあたり、介護老人福祉施設入所利用契約及び別紙1を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受けこれらを十分に理解した上で同意します。

<入所者> 住 所 令和 年 月 日

	氏	名	Ħ]
	<代理 住 氏	所	戶]
	送人ホーム 菊水苑 三木 圭子 殿			
〔本契約第	7条の請求書・明細書及び領収	【書の送付先〕		
氏 名			(続柄)
住 所	₸			
電話番号				
〔本契約第	312条3項の緊急時の連絡先〕			
氏 名			(続柄)
住 所				
電話番号				
〔本契約第	311条の身元引受人〕			
氏 名			(続柄)
住 所				
電話番号				